



公共施設の廃止

町民の皆さんに親しまれてきました以下の施設について、施設の老朽化により、安全性を確保することが困難であることから令和7年3月31日（月）をもちまして施設を廃止します。

長年のご利用に感謝するとともに、施設の廃止についてご理解をお願いします

廃止施設：余市町水産加工研修センター（富沢町6丁目1 1 7番地）

余市町勤労青少年ホーム（大川町1 0丁目6番地2）

廃止年月日：令和7年3月31日（月）

問合せ	水産加工研修センターに関すること	農林水産課 水産林務係	☎21-2123
	勤労青少年ホームに関すること	商工観光課 商工労政係	☎21-2125



20歳になるみなさんへ、20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったときだけでなく、病気や事故で障がいの状態になったときや家族の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えでつくられた仕組みです。

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの方の加入が義務付けられています。

○国民年金について20歳になる方からのよくあるご質問

Q. 国民年金の加入手続きは、いつどのように行うの？

A. 20歳になってから、概ね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」の書類が郵送されますので、ご確認いただければ加入の手続きは不要となります。また、「基礎年金番号通知書」も郵送されます。「基礎年金番号通知書」は、年金の加入記録の確認や将来年金を受け取る際などに必要になりますので、大切に保管してください。

Q. 学生でも加入しなければいけないの？

A. 学生の方であっても、20歳になった時点で国民年金加入となります。

なお、学生の方は所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができますので、申請を希望される方は学生である証明書類を持参の上、以下の申請先に提出してください。

Q. 納付が猶予された保険料はどうなるの？

A. 納付猶予の期間は、老齢年金を受給するために必要な受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。

ただし、承認を受けた期間から10年以内であれば、猶予された保険料を古い期間から順に納めること（追納）ができますので、将来の老齢年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

※「基礎年金番号通知書」は、20歳になる前から厚生年金に加入していた方および、障害・遺族年金を受給している方には郵送されませんのでご注意ください。

※追納するためには申込みが必要ですので、お近くの年金事務所に問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、令和4年度分（～令和5年6月分）までの国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細につきましては次の連絡先まで問合せください。

申請・問合せ	福祉課 福祉係	☎21-2120
	小樽年金事務所国民年金課	☎0134-33-5026